

ポリス社会におけるプライヴエート　イニシアテイヴ

— V・J・ハンターとD・コーエンの議論をめぐる覚書 —

北村（栗原）麻子

はじめに

古典期のアテナイにおいて警察機構が不備であったことはよく知られている。犯罪者を監督し刑の執行にあたる「十一人」などの官吏や三〇〇人のスキュタイ人の奴隷が存在していたが、彼らの権限は調査権も告訴権も伴わぬきわめて制限されたものであった。告訴は、公訴・私訴いずれの形式をとるにせよ市民の自発性にまかされており、訴訟手続きにあたる役人はいても、彼らの役割は、訴えを受理すべき法廷を指示し手続きを遂行するという、もっぱら受動的なものであった。近代国家における警察のような、市民生活に深く関与する秩序維持機構は、アテナイには無縁のものであったといつてよい。このような秩序維持機構

の不備のもと、アテナイ民主制は何故長期にわたって社会的安定を維持し、ペロポネソス戦中・戦後の社会的な危機を乗り越えることができたのか、ということが問われてしかるべきである。

社会的危機に際しての秩序維持のありかたについては、フィンリーが簡潔に考察している。¹すなわち彼は、紀元前四一五年のシチリア遠征前夜の秘儀冒瀆事件の事後処理を例として、平素は警察機構が微弱であったアテナイにおいて、緊急時には評議会・民会・民衆法廷すなわち市民全体が敏感かつ柔軟に対応し、全体として警察としての機能を果たした点を強調するのである。

この、制度外の自律的な秩序維持活動にアテナイの危機管理機能を見いだすフィンリーの見解を、平常時にも敷衍

したのがハンターの近著 *Policing Athens*¹²⁾ である。彼女はアテナイにおける警察的活動全般を検討することにより、暴力などの紛争の解決が国家の権威によらない市民たちの自律性に任されていたことを指摘し、この、秩序維持機構における自力救済的側面をプライヴェート・イニシアティヴと称して、アテナイにおける社会統制の特色として評価している。

翌一九九五年には、コーエンの、*Law, Violence and Community*¹³⁾ が、暴力にたいする共同体規制の問題を取りあげ、ハンターと同様に、紛争処理におけるプライヴェート・イニシアティヴ、すなわち自力救済的な側面に焦点を当てている。

従来の法制史的通説において、紛争解決における自力行使あるいはプライヴェート・イニシアティヴは、国家による紛争解決のための訴訟制度に対して否定的にとらえられてきた。ポリス内部の紛争解決は、国家の司法権が未発達な段階においては当事者間の自力行使にまかされていたが、その結果当時者間の暴力をともなう復讐の応酬(血讐)が社会秩序を乱してきた。しかし国家による訴訟制度が発展するにしたがつて紛争解決の権力が法廷に集約され、私

人間の自力行使は制限されるに至った、とみなされてきた。国家の裁判権が整って久しい民主制期のアテナイにおいても殺人法や姦通罪にみられるように自力行使的な側面はなおも存続していたが、それは過去の遺物に過ぎないととらえられてきたのである。¹⁴⁾

ハンターとコーエンはともに、これを発展論的見解として否定し、自助・復讐と訴訟制度とを対立するものではなく一貫した体系のもとに把握しようとする。国家による裁判がその運用において市民の自発性に依存し、また訴訟自体が私の復讐のための手段として利用されていたことを指摘していること、法廷外における自律的紛争処理が訴訟制度と相互補完的に機能していたことに着目する点など、両者の間に共通点は多い。

しかし両者の間には、彼らが考察対象とする民主制期アテナイのプライヴェート・イニシアティヴな側面が、社会の秩序維持にたいして有していた関係の理解において差異が見られる。またハンターがアテナイにおける社会規制に関わる問題を幅広く取り扱うのに対して、コーエンは法廷に考察対象を限定している。そこで両者の全体の構成を概観したうえで、両者の差異と共通点について考察すること

としたい。

—

以下章題が示すように、ハンターの関心は、家庭内における女性・奴隷の管理の問題（第一章 Authority and Ambiguity in the Athenian Household: kyrios, women and kyreia, women and property）、家庭内の問題の自律性（第二章 Trouble in the House: Disputes among Kin and Their Resolution）、第三章 Slaves in the Household: Was Privacy Possible）、紛争における友人の協力、逮捕・訴訟手続きにおける自力救済的側面、法廷外での事件処理、任意の示談、家屋内及び街路での事件に対する隣人や居あわせた人々の積極的関与（以上第五章 Policing Athens: Private Initiative and Its Limits）、ロミップ（第四章 The Politics of Reputation: Gossip as a Social Construct）、身体的刑罰における奴隷と自由人の区別（第六章 The Body of the Slave: Corporal Punishment in Athens）など一見多岐にわたっている。しかし、提示される諸問題は、女性史・奴隷制度・官僚制度など伝統的な問題領域を縦断しながら、す

べて最終的にはアテナイにおける社会統制のあり方、というテーマに集約されていくことが、序章 Policing and Social Control において示される。

Policing 「警察」の語は、時に政府による秩序維持活動全般をさすこともあるように、きわめて広義の語であるが、著者の関心は、現代の警察がなっている、違反者に対する調査・逮捕・告訴・法の執行などの社会統制機能が、先述のようにそれに代わるべき国家組織の存在しないアテナイにおいて、いかにして果たされていたのか、という点にある。

ところで社会統制は、警察そのものであるとか、軍隊であるとかその他抑圧的な中央の制度によっても果たされるが、様々な社会的諸制度、たとえば家族や教会によっても促進されるのであって、親族の義務やゴシップに含まれる行動規定もまた、統制を確保するために機能している。社会統制のメカニズムは、国家によって占有されず、社会全体に散在している可能性がある。たとえば十六、十七世紀のシャリバリは、強制的な懲罰が、国家ではなく民衆の側の自発的な自己規制によって執行された例である。この共同体の側の自発的な自己規制に、著者はアテナイの警察活

動の担い手を見いだすのである。

なかでも全体の基調となつてゐるのが第五章である。本のタイトルと同名を関したこの章では、「プライヴェート・イニシアティヴとその限界」としてアテナイにおける警察的活動を逐一検討する。具体的には、リュシアス、デモステネスなどの法廷弁論に現れる事例から、紛争の過程を通じて、乱闘や支払いの取り立てにあつて当事者に対する友人・親戚の協力がみられること、法廷にあつても告訴から証人の手配、法執行までの一連の手続きにおいて、紛争の調整は本人と友人・親戚による自力救済的活動に依存していたことが指摘されている。この、個人によつて主宰され私的に遂行される手続きを、ハンターはプライヴェート・イニシアティヴと呼ぶ。アテナイの「警察」制度は完全に市民社会の自発的秩序維持活動の存在を前提としていたのである。

ところで当事者主義が成立するためには、社会全体として、ある種の事柄を個人の解決に任ずというコンセンサスがなければならぬ。一方で個人的な事柄にたいする社会的統制が成立しなければ、当事者主義は無秩序に陥るであろう。ハンターの主張するところのプライヴェート・イニ

シアティヴによる社会統制は、この両者の拮抗のうえになりたつてゐると考えるべきだろう。ハンターは第一章から第三章までを、まずは家庭内の紛争にたいする社会統制の問題にあててゐる。

第一章では、「キュリオスアテナイの家庭における権威の曖昧さについて」と題して、キュリオス（家長）の権限のもとの、家庭内の統制の問題が扱われる。キュリオスの権限は財産権と、家族内の未成年者と女性に対する権限とに大別できる。そのいずれにおいてもキュリオスの権限は、法的には割り切れない曖昧さを伴うものであつた。

まず財産については、相続財産は、男系親族の集合的所有権のもと子孫に自動的に引き継がれるものという側面を有していたため、家長の手による譲与・売買の権利は慣習上制限されていた。キュリオスは家族の財産の管理者にすぎなかつた。人に対する権限においても、家長の権限は絶対ではない。筆者は女性の財産相続権についての考察から、結婚した後も女性が生家との関係を保ち続ける点に家長の権威の限界を見いだしている。しかも女性は、家庭内では彼女自身権威を有しており、後に第三章で扱われるように、家族内の意志決定や私的な交際圏でのゴシップの流布に影

響力を行使していた。訴訟などの必要により家の外の公的な世界に関係する際には男性の後見によらなければならなかったが、その際にも潜在的に複数の親族男性が、キュリオスとして彼女の権利を代行する可能性を有していた。つまり女性はキュリオスを選択することができたのである。オイコス（家）にたいするキュリオスの支配が限定的なものであった点をとらえて、ハンターは家長権の曖昧さと表現している。

女性にたいするキュリオスの権限が、ハリソンをはじめとする法制的研究が示すほどには絶対的なものでなかったことについては、私も異論がない。ただしハンターは、家族の問題が親族の共通の関心事であったことの根拠として、家産に父系親族間の共有的性格を見いだしているが、一方で成人した息子はたとえ同居していても、親とは別個の自分名義の財産を分与によって所有し得たことも看過してはならない。アテナイのオイコスは男性市民一人一人の独立性と、家族的連帯とのバランスのうえになりたつていたことを忘れてはなるまい。

ついで第二章では家庭内の紛争について、第一章で論じた家族的連帯のもと、親族・友人らの問題解決にむけての

積極的関与を、ハンターは市民間の自発的秩序維持活動として評価している。親族間の争いは財産問題を中心とし、相続順位の高い男系親族など旧知の間柄で争われた。訴訟手続きがとられると、紛争は該当する法廷に回付され最終的に評決がくだされることになる。しかしながらアテナイ人たちは親族間の紛争を解決する場として部外者からなる法廷を信頼していなかった。法廷外での解決を願う、親戚や友人らによる社会的重圧が強いものであったことを、法廷弁論の叙述が伝えている。評決の結果が開票されるまでの期間を通じて、当事者には一連の訴訟手続きを中断し、法廷外での、双方の側から仲裁者をたてての私的仲裁による決着を選択することが許されていた。どちらかの当事者のために仲裁の労をとることは友人・親戚の相互扶助のネットワークの一環であり、私的仲裁は親族・友人間の互酬関係の強い社会において私的な紛争解決機構として発展し、国家の裁判機構の一環としての公的仲裁制度が成立した後も、国家と家族の分節点にあつて用いられ続けたのである。

第三章では奴隷の拷問が扱われる。アテナイには訴訟の過程で奴隷の拷問を行う制度があつた。法廷で証人として

証言する権利は自由人に限られていたので、奴隷の証言を得るためには、当事者双方の同意のもと、法廷外で彼らを拷問にかけerる必要があったのである。拷問による情報の信憑性については当時からすでに懐疑的であつた事を法廷弁論が示しているが、奴隷の拷問が弁論中に盛んに言及される以上、すくなくとも奴隷が証言にあたいする事実を知っているという前提は共有されていたといわなければならぬ。それでは奴隷は何についての情報を期待されていたのか。ハンターによれば、彼らに期待されていた情報は、主人の生活、家庭内の人間関係、財政・仕事についての三つのカテゴリーに分類できる。家屋の構造からも、奴隷が家庭内の出来事を熟知し得たことをうかがいしることができ。アテナイの法廷は奴隷の拷問を認めることで主人のプライヴァシーに踏み込み、奴隷に対する主人の権威を犠牲にして、奴隷をオイコスに対する社会統制の手段としたのである。また奴隷の拷問がしばしば法廷弁論で要求されながら、それをうけての拷問の顛末が弁論に言及されないことについて、ハンターは、それが前述の私的仲裁と同様の、法廷外の紛争解決機構であつたためである可能性を指摘する点独自である。

第四章では奴隷や女性たちが、家庭内の事情を外に漏らしゴシップを流布させることで、家庭にたいする社会統制の一端を担つていたことが指摘される。アテナイはプライバシーの不可能な社会であつた、という。

ゴシップが社会統制の一端になつていたという見解自体はきわめて説得力に富む。ただしハンターがプライヴァシーの語を無前提に用いている点にいささかの疑問を感じた。プライヴァシーという用語を使うためには、アテナイにプライヴァシーの観念があつたかどうかということをも、まず検討する必要があつただろう。後述するコーエンの場合には前著 *Law, Sexuality, and Society: The enforcement of norms in classical Athens* においてアテナイにおけるプライヴァシーの観念の有無を問題とし、個人情報秘密保持という意味でのプライヴァシーの観念が存在していたと結論している。

第六章では奴隷にたいする身体的刑罰について検討している。まずアテナイでは、奴隷には国家による鞭打などの身体的刑罰が定められる一方で自由人の身体が国家による打ち打ちにさらされることはなかつたこと、奴隷の拷問制度が存在ししばしば言及される一方で自由人に對する拷問

がまれであったことが論じられている。こと自由人の拷問の有無を論じるにあたっては、行論が、数少ない事例からのエクス シレンティオの議論にかたむくきらいがあるが、自由人の身体に対する尊厳の意識を見いだすには十分といえるだろう。ただしヘルメス柱像破壊事件の際に、民会で自由人になりたいする拷問が一旦民会で歓迎され危うく実行されるところであったことは、スカマンドリオスの決議にも関わらず、場合によっては市民といえども拷問にかけられる可能性が常に存在していたことを示している。

結論部 Athenian Society and State Reconsidered では、紛争解決における力の行使が国家に占有されずに社会に散在し、国家の制限と監視下に個人の自己規制がもとめられていたことを、ハンターはアテナイ国家の特質とみなしている。ハンターはプライヴェート・イニシアティヴにもとづく力の行使（すなわち自力救済）を、国家の秩序維持機能を担うものとして、積極的に評価するのである。

二

コーエンもまたハンターと同様にプライヴェート・イニ

シアティヴに着目し、力の行使を国家が占有しない点にアテナイ民主制の特質を見いだしている。しかし自力救済が国家の秩序維持に果たしていた役割についても、紛争解決機構としての法廷の機能についても、ハンターとコーエンの評価は正反対であるといつてよい。コーエンの著書について全体の構成を概観したうえで、両者の差異について論ずることとする。

他時代他領域についての研究成果を援用して古代ギリシア史を考察するための理論的枠組を導きだそうとするコーエンの手法については、どこまでが実証されたのが不明確であるという疑問の声が示されてもきた。⁹⁾ 本書が、第一部で示された理論的枠組を、第二部で同時代史料である法廷弁論を用いて検討するという二部構成をとっているのは、そのような批判を意識してのものであるかも知れない。まず第一部「理論の領域」第一章では、プライヴェート・イニシアティヴがアテナイ人によって積極的に評価されていたことを確認している。紀元前五世紀末に一時的に成立した三〇人の寡頭政権下においては、反民主的な国政のもと司法権が国家権力に掌握・独占され、密告による市民の大量告発がおこなわれた。この例外的事態にたいするアテ

ナイ人の否定的な反応をもって、私的なイニシアティブによる訴追が、真に民主的な社会の試金石とみなされていたことを知ることができる、という。

とはいえコーエンはハンターとは異なり、プライヴュート・イニシアティブにもとづく訴訟に私的闘争を終結させる、秩序維持機能を求めてはいない。アテナイは地中海世界全般に見られるように、名誉を守るための復讐が強く要請される社会（アゴーンの社会 *agonistic society*、復讐社会 *feuding society*）であった。このような社会においては国家による訴訟制度もまた、紛争を解決するどころか、相次ぐ私讐に格好の場を提供しているにすぎなかった可能性がある。それではなぜアテナイは共和政期のローマに比べて安定性の高い社会であったのか。アテナイには法廷での判決にかわって、紛争を仲裁する何らかのメカニズムが存在していたのか。コーエンは以上の関心から、名誉のための競争を重視する復讐社会のダイナミクスのなかで、紛争解決のために法がいかなる役割を果たしていたか、すなわちアテナイにおける法の支配のあり方を問うのである。

まず第二章では、私的利益による法制度の侵害が社会不穏を招くという認識が、プラトン、アリストテレス、トユ

キュデイデスにおいて、共通のものとしてあったことを確認している。社会の安定性を支えるのは「法の支配」であった。

第三章ではその「法の支配」の内容を考察する。「法の支配」の語はプラトンやアリストテレスの思想においても、アテナイ民主主義のイデオロギーにおいても、政治的共同体の理想的なあり方をさす用語として用いられていた。しかしその内容は大きく異なっている。前二者における「法の支配」が法による民衆の支配を意味しているのに対して、民主主義イデオロギーにおける「法の支配」は、むしろ国家の役人から市民を守り、私生活の自由、参政の自由、発言の自由を確保するものとみなされていたのである。それを実現するのが民衆法廷におけるデーモスによる支配であるとアテナイ人たちは考えていた、という。

このように第一部でアテナイにおける法の支配の理念について考察した後に、第二部では訴訟の場である法廷に場を移し、復讐社会のアゴーンのメンタリティーと法廷がいかにかわっていたのかを検討する。そのうえで結論部において、あらためて、第一章で提示された、問題にたいする解答が示されることになるだろう。

第四章「弁論術、訴訟とアゴーンの社会的価値観」ではアリストテレスの弁論術を用いて、アゴーンの社会を構成し規定する敵意・復讐・妬み・名誉といった価値観が分析される。敵にたいして復讐をとげることが社会的に容認され名誉なこととみなされていた一方で、妬みにもとづく敵意は卑しいこととされており、名誉の追求には複雑な倫理的制限をふまえる必要があった。アゴーンの価値観にもとづく私讐と国家の裁判制度とが共存している点で、アテナイの状況は、血讐を制限するための裁判制度それ自体が新たな闘争の領域となつてしまつた一六世紀のコルシカ島と酷似している。

アテナイにおいても、裁判制度が、名誉をめぐる闘争の一領域を形成していた(第五章「復讐としての訴訟」)。デモステネスのメイディアス弾劾には、当事者間の敵意の応酬の過程が詳細に叙述されている。長い間の敵対関係は、法廷にもちだされても解消されずにかえつて再生産され、周囲を巻き込み拡大していく。この敵意の連鎖とでも言うべき状況が十分に一般的なものであつたことが、つづく三つの章において示される。

第六章「暴力と訴訟」では傷害・侮蔑に関する法廷弁論

が、第七章「ヒュプリスと性的暴力に対する法的規制」では性的な侵犯に関する法廷弁論が扱われる。いずれにおいても、訴訟の目的は侵害された名誉の回復と復讐であり、法廷は、公的秩序を侵犯する犯罪者を罰する警察的機能を満たすよりも、復讐の道具として機能していた。なかでも本書の論旨にとつて特に重要なのは、傷害・侮蔑に対する訴訟形式である「ヒュプリス(傲慢)の公訴」についての見解であろう。コーエンはヒュプリスを名誉毀損にたいする訴訟形式であるとみなし、ヒュプリスの公訴は、名誉を重視するアテナイのアゴーン社会に特有の訴追形式であつた、という。

ヒュプリスの公訴については多くの先行研究が、その適用範囲や実効性、アテナイ民主制の平等の原則との関連などについて論じてきた。しかしヒュプリス(傲慢)という罪状があまりにも倫理的なものであるため、法自体を倫理的なものにとらえる研究者と実際の適用について考察する研究者との間で、議論は必ずしも噛み合つてこなかつたように思われる。それに対してコーエンは、「名誉」に着目することによつてヒュプリスの公訴をアテナイ社会のダイナミクスのなかに位置づけることに成功している。第七章

で扱われる、性的な侵犯に関する訴訟が問題とするのも、家族の性的な名譽にたいする侵犯であった。

第八章「訴訟と家族」では財産をめぐる訴訟が扱われる。家族・親族の内部に、訴訟の過程で復讐関係が成立していく過程が描かれている。また、ヒュプリスの公訴の適用範囲があいまいであったのと同様に、相続についても判決はかなりの程度陪審員たちの裁量に委ねられていた。判決は、競合する社会的要求を調整するという機能を果たしていたが当時者間の敵対関係を終結させるものではなかった、という。

かくして第二部では、法廷における訴訟が、法廷に場を移した、私人間の復讐の応酬にすぎないことが示されている。第一章で指摘された、アテナイにおける法廷はアゴーンの場合であるという見通しが第二部で立証されているとあってよいだろう。それをうけて結論部「訴訟、民主制と法」では、これまでの議論をふまえながら、社会的安定の前提たる「法の支配」が、いかなる形でアテナイの法廷で成立していたのかについての見解を表明している。まず第一に、アテナイにおける法の支配とは、法 \neq デーモスのもとの秩序維持のことであった。法廷弁論で、法の支配が

唱えられる一方で、被告・原告のデーモスへの貢献度といった法を離れた議論が展開されるのは、法とデーモスが同一視されているからであり、それゆえに共同体の *normative expectation* に基づく判決こそが、法の支配にかなうものであった。第二に訴訟は名譽のためのアゴーンにほかならず、証人として訴訟にかかわる友人、親戚は、訴訟当事者とともにアゴーンの中心人物であったので、勝訴するためには真実を語るよりも嘘をつくことが当然であった。第三に、訴訟においては富裕者たちが、相互の名譽をめぐるアゴーンの判断を、陪審員であるデーモスにゆだねることになる。訴訟におけるデーモスの集合的判断が富裕者の社会的自己を決定する力を有していることが、階級闘争を未然に防ぎ、アテナイの安定性を支えていたと考えられる。

以上のようにコーエンは、公開の法廷が *normative expectation* 形成の場であったことを指摘し、法廷における富裕者のアゴーンの審判がデーモスにゆだねられていたことに、訴訟の秩序維持上の役割をみいだしている。

ギリシア人に生活全般にわたるアゴーン的（競技的）性格を指摘したのはブルクハルトであった。¹⁰ブルクハルトに

とって体育競技、悲劇・喜劇におけるアゴーンは発展の原動力であった。アゴーンの勝利は「敵意を惹き起こすことのない高貴な勝利」であったとされている。それにたいしてコーエンは訴訟におけるアゴーンを敵意にもとづく復讐と結びつけ、ギリシア人のアゴーンの性格を、地中海的復讐社会一般の論理によって説明する。ブルクハルトの描くアゴーン的人間像の輝かしさはそこにはない。

しかし法廷におけるアゴーンに公論形成をみいだすコーエンの指摘は、ブルクハルト以来のアゴーン的人間像に現実的側面をつけ加え、それをアテナイの民主主義と結びつけるものであると理解することもできよう。

三

以上概観してきたように、コーエンとハンターは、ともにアテナイ社会の自力救済的性格が、国家による訴訟制度が成立して以降もアテナイ社会を規定し続けたことに着目している。自力行使は、発展論的法制史の伝統においては、国家の法制度に拮抗し社会統合を妨げるものとして否定的な意味を与えられてきた。それに対してハンターは自力行

使にポジティブな意味を見だし、自力行使 *self-help* の語の持つマイナス イメージを払拭するために、自力行使の語に代えて、より中立的な響きをもつプライヴェート・イニシアティブの語を用いている。

プライヴェート・イニシアティブとはハンターの定義によれば「個人によって主宰され私的に遂行される手続」のことであり、法廷外・国家機構外の市民の自発的な秩序維持活動がまずこれにあたる。相手の暴力にたいする自力行使を含めて、法廷外での紛争解決をめざす市民の活動を、微弱な警察機構を補いアテナイの社会統制の一環を担うものとして積極的に評価している。

対するコーエンは、同じく紛争処理機構の自力救済的側面をテーマとしながら、プライヴェート・イニシアティブにもとづく自力行使に、アゴーン社会、私讐社会の特徴を認めている。自力行使による私讐が絶えることなく繰り返されるのがアゴーン社会の特徴であり、私讐は社会の安定要因ではなく社会を分裂に導くものであった。

当事者それぞれの友人や親族の内部で紛争が処理される法廷外の段階と、それが法廷に持ち出され公開の場で扱われる段階を、いずれもプライヴェート・イニシアティブに

もとづく基本的に同質のものともみならず点で、両者の見解は一致している。しかし両者の間には、社会秩序と自力救済との関係をめぐる、無視しがたい差異がある。ハンターが自力救済に、法廷外における紛争解決への意欲をみるのに対して、コーエンは終わりなき闘争のメカニズムをみるのである。

さらに両者の相違が際だつのは、法廷の機能についての見解においてである。コーエンにとって、訴訟は法廷に場を移した私讐の一形態であり、制度化された暴力に過ぎなかった。公訴の動機が私的な復讐であることが当然視されていることが、それを端的に示している。一方ハンターは、私的な敵意が公訴の主たる動機であったことに言及しているにもかかわらず、公訴の私的側面を「アテナイのような警察権力に欠ける共同体において、違反者に裁判を受けさせる」一つの途とみなすマクダウエルの見解をそのまま踏襲し、訴訟を最終的な紛争解決の場とみなしている。

ほとんど同一の史料を用い同様の関心にもとづきながら、両者の間に存在するこの根本的な差異をいかに理解すべきであろうか。

第一に、紛争を可能な限り法廷外で解決しようとする姿

勢を、ハンターがプライヴェート・イニシアティブとして評価すること自体には問題がない。ただし、それが紛争を調停するうえでどれほどの実効力を持ち得たかについては疑問がのこる。ハンターは私的仲裁の存在を重視するが、私的仲裁が効力を発揮し得なかった事例を我々は法廷弁論にたやすく見いだすことができる。

もっともプライヴェート・イニシアティブにもとづく紛争処理の、社会秩序維持上の効果をめぐる、ハンターの肯定的なイメージと、コーエンの否定的な見解との間の差は、それほど埋めがたいものではない。我々に残された史料が法廷弁論である以上、我々が目にすることができる紛争の事例は、訴訟に至るまで調停されなかった事例に偏っている。それを考慮するならば、ハンターほど楽観的に私的仲裁に実効力を見いだすことも、コーエンほど単純に私的仲裁に当事者の闘争の側面のみを見いだし、当事者ならびに周囲の人間の紛争解決への努力を否定することも、いずれ劣らず極端なことであったといふべきであろう。真実は紛争解決への努力と、闘争への志向性とのバランスの問題ではなかったか。

その点ヘルマン¹⁾が民主制下のアテナイ社会には、私的暴

力による復讐を抑制することをよしとする倫理規範がはた
らいていたと論じていることが注目し値しよう。

第三に、私的仲裁においても訴訟においても、双方を納
得させるコンセンサスが成立していなければ紛争の調停は
不可能であり、ハンターの主張する紛争解決へ向けての自
助努力は成立しえない。その *normative expectation* がいか
にして成立したかの考察にハンターの著書は欠けている。

女性や奴隷によるゴシップ（第三章）に、*normative ex-
pectation* 形成の場を見いだすことはできよう。しかしそ
のような非公式の場での世論のみに、紛争解決へ向けての、
強制力をともなう倫理的規範をもとめることができるだろ
うか。その点、法廷でのアゴーンに公論形成の場をもとめ、
名誉をめぐるエリート間の闘争について民衆法廷が倫理的
権限を有していたことにアテナイ社会の安定要因をもとめ
る、コーエンの図式は魅力的である。民衆による公論形成
の場が国家制度にくみこまれていたということが、アテナ
イ国家の特質を問題とするときに重要である。

第四にハンターは、法廷外での自律的秩序維持活動の一
環として、相手に対する集団的暴行をあげている。たしか
に、国家機構によらずに、傷つけられた名誉を、自力で回

復しようとする姿勢は、プライヴェート・イニシアティヴ
なものである。しかし、これは「発展論の見解」において
社会秩序を破壊するものととらえられていた、復讐にほか
ならない。「発展論の見解」を否定する以上、ハンターが
意図的に排除しているときえ思われるプライヴェート・イ
ニシアティヴ的な市民倫理の負の側面について言及する必
要があつただろう。紛争の勃発から私的仲裁・公的仲裁を
経て裁判へといたる過程における当事者双方の対応が紛争
解決に結びつくと考え、紛争の過程で拡大される敵対関係
がいかにか解決されるかということに注意を払わない点でハ
ンターはあまりにも楽観的であるように思われる。プライ
ヴェート・イニシアティヴの負の側面を行論に組み入れる
ことで、発展論の見解にたいするスタンスも、秩序維持上
のプライヴェート・イニシアティヴの意義も、より明確な
ものになつたのではないだろうかと思われる。

最後にハンターとコーエンはともに時期を法廷弁論家の
時代に限定して、共時的考察をおこなっている。両者とも
に狭い意味での法制史研究にたいする、社会史研究の側か
らの見直し要求の潮流のなかに位置づけることができるだ
ろう。原初的な形態の残存「神話」にたよる発展論的考察

が、現在の研究段階のうえで到底通用し得ないのは明らかである。しかし発展論的考察を否定することは、アテナイにおける司法制度の成立、国家の法制度の整備といった諸問題を白紙に戻しそれらを再解釈するという大きな課題を突き付けるものであることにも注意すべきであろう。もつとも通時的解釈を加えることにたいして禁欲的であるのは、近年の社会史的ギリシア史研究に共通の特徴であり、通時的解釈の難しさをいかに乗り越えていくかということとはわれわれに与えられた共通の課題である。その点、ハンターが共時的な考察を「通時的分析の枠組みを提供することに繋が」るものと位置づけていることに同意したい。

おわりに

これまでハンターとコーエンの著書を紹介し、両者の問題点を指摘してきた。最後に章を改め、なぜ二人がアテナイにおける秩序維持機構に関心をよせ、しかも両者ともにプライヴェート・イニシアティヴに着目したのか、ということを考えておきたい。

私的な紛争解決手段である自助・復讐と国家の訴訟制度

とを、対立するものでなく一貫した体系のもと把握しようとすることは、結果的にはアテナイにおける私と公、私的領域と公的領域の関係性の見直しにつながる問題である。西洋における公私の二項対立はギリシアで成立した、といわれている¹²。事実、ポリス政治の領域をアテナイ人たちはデーモシオイと呼んで、私的領域（イディオイ）から区別していた。公に対する私を意識し、私から区別されたものとして公を意識すること、この公私の意識にアテナイの民主主義を支えた公共性の成立をみることができるとは否定しがたい。

コーエンもハンターもこの公私の二項対立そのものを否定しているわけではない。たとえばハンターがプライヴェーションについて述べるとき公私の区別はむしろ無前提に前提とされている。しかし両者の視点は、国家の領域と私的関心を一貫したものと見なすことによって、この公私の区別を曖昧化する方向性を内在的に有している。

ハンターが、共同体の自律的な自己規制は「親族・隣人・共同体の自己規制から国家の懲罰的制裁にいたる連続体」における説得と強制によって成立していると述べるとき、親族から国家までのさまざまな共同体の、どこまでが公的

領域に属しどこからが私的領域なのかの境界は明確ではない。

コーエンは前著 *Law, Sexuality, and Society* において、法廷弁論における公的領域と私的領域の区分が流動的であり、弁論の動機によって個々の事例に応じて戦略的に処理されていたと指摘している。その流動的な公私の境目の中で比較的境界のはっきりしている、私的領域の核になる部分が、アテナイにおいては（個人ではなく）家であった。

コーエンは公権力によるモラルの強制が家の中にまで及び得たかどうかを検討し、公益に反しない限りプライバシーが重視されていたとの結論を導き出している。前著においてコーエンは、いわば公権力に対する私的領域の自律性に力点を置き、公的領域の私的領域へのはたらきかけを問題としていたといえる。

たいする *Law, Violence, and Community* では、本稿で紹介してきたように、コーエンは私的アゴーンが公の場を持ち出されることに着目し、私の側、社会の側の、公的領域へのはたらきかけを問題としている。ハンターの近著も、秩序維持活動のプライバシー・ユニシアティヴな側面をあつかう点で、私的世界の側からの共同体の秩序維持にた

いするはたらきかけに着目するものであるといえる。

公的領域と私的領域の区別が流動的であったことは、訴訟をはじめとするあらゆる行動に公的側面と私的側面が共存していたことを示している。しかしながら、私的動機は、必ずしも公的領域の論議理にかなうものであるとは限らない。それでは公私の領域の間で個々の市民がいかに自らの行動を選択していたのか、という問題がハンターの予定調和的な社会像においてもコーエンのシステイマティックな分析においても、捨象されてしまっている。公と私のあいだのはざまにおいて生じる軋轢を個々の市民が行動決定においていかに解消していたのかということが次に問われるべきであろう。

注

- (1) M. I. Finley, *Politics in the Ancient World*, Cambridge University Press, 1983, ch.5, p.21.
- (2) Virginia J. Hunter, *Policing Athens: Social Control in the Attic Lausitis, 420-320B.C.*, Princeton University Press, Princeton, New Jersey, 1994.
- (3) David Cohen, *Law, Violence and Community*, Cambridge University Press, 1995.

- (4) G. Grotz, *La Solidarité de la famille dans la Grèce antique*, Fontemoing, Paris, 1904.
- (5) A.R.W. Harrison, *The Law of Athens. I. The Family and Property*, Clarendon Press, Oxford, 1968. 家庭内における女性の権限を評価する論議は R.Just, *Women in Athenian Law and Life*, Routledge, London, 1989 を桜井万里子『古代ギリシアの女たち—アテナイの現実と夢—』(岩波書店、一九九二年)にみるように特に目新しいものではない。しかし家庭内における女性の権限をキュリオス権の限界と結びつけて論ずる点に、ハンターの独占性がある。
- (6) V.J.Hunter, 'Agnistic kinship in Athenian law and Athenian family practice: Its implications for women,' in: *Law, Politics and Society in the Ancient Mediterranean World*, edited by B. Halpern and D.W.Hobson, pp.100-121, Sheffield Academic Press, Sheffield, を参照。
- (7) 奴隷の拷問が受け入れられなかった理由については定説がない。トッドがこの問題に関する研究史を簡潔にまとめている。トッドは、そのうえで奴隷の拷問が拒否された理由を、誓約と同様に拷問の結果には反証のすべがなかったために、その影響力を恐れたためであると結論している。S.C.Todd, 'The purpose of evidence in Athenian Courts' in Carledge, Millett, and Todd, *Nomos: Essays in Athenian Law, Politics and Society*, 1990.
- (8) David Cohen, *Law, Sexuality, and society: The enforcement of morals in classical Athens*, Cambridge University Press, 1991.
- (9) D.Cohen, *Law, Sexuality, and society: The enforcement of morals in classical Athens*, Cambridge University Press, 1991.
- (10) J・ブルクハルト(新井靖一訳)『ギリシア文化史』第四卷(筑摩書房、一九九三年)。第九章第三節、とくに二三〇ページ。
- (11) G. Herman, 'How Violent was Athenian Society?' in: R. Osborne and S. Hornblower (eds.), *Ritual, Finance, Politics: Athenian Democratic Accounts Presented to David Lewis*, Clarendon Press, Oxford, 1994.
- (12) J・ハーバーマス(細谷貞雄訳)『公共性の構造転換』(未来社)一九七三年、一三一―一五頁。
- (8) David Cohen, *Law, Sexuality, and society: The enforcement of*